

令和7年7月30日

各 位

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子  
〈公印省略〉

令和7年度 北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業  
(滞在コンテンツ・流通環境整備) 委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます  
平素は 当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます  
さて 当機構では 標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集すること  
いたしましたので ご案内申し上げます

敬具

記

1. 事業名

北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業(滞在コンテンツ・  
流通環境整備) 委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書10.(1)に示す内容をメールでお知  
らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和7年8月6日(水)17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| (1) 公示日     | 令和7年7月30日(水)    |
| (2) 参加表明〆切  | 令和7年8月 6日(水)17時 |
| (3) 企画書提出〆切 | 令和7年8月21日(木)17時 |
| (4) 企画審査会   | 令和7年8月下旬        |
| (5) 契約書の締結  | 令和7年9月上旬        |

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先> 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
事業企画本部観光戦略部  
担当 中田  
電話 070-8914-5463 011-231-0941  
Fax . 011-232-5064  
E-mail s\_nakata@visithkd.or.jp

令和7年度 北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業  
(滞在コンテンツ・流通環境整備) 企画提案指示書

1. 委託業務名

北海道3大スキーリゾート「キロロ・ニセコ・ルスツ」周遊旅行促進事業(滞在コンテンツ・流通環境整備委託業務)

2. 事業目的

北海道の上質な雪を求めるインバウンドマーケットの需要は高く、後志地域内では最大の都市型観光地である小樽での滞在をスキーリゾート体験と合わせることにより、後志地域全体を周遊する旅行形態を促進する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

4,598,000円

6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。なお、事業効果を高めるものとして独自提案を行うことも可能だが、下記に示す取組の内容から逸脱するものは補助対象外となる。

《事業対象地域》赤井川村、倶知安町、ニセコ町、留寿都村、小樽市

《メインターゲット・属性》

1. オーストラリア 5日以上の滞在をして各スキー場を周遊するスノースポーツ愛好家、冬季休暇を楽しむファミリー
2. USA 5日以上の滞在をして各スキー場を周遊するスノースポーツ愛好家、冬季休暇を楽しむファミリー
3. シンガポール 冬期休暇を楽しむファミリー、ハイエンドマーケット
4. 香港 冬期休暇を楽しむファミリー、ハイエンドマーケット
5. 中国 冬期休暇を楽しむファミリー、ハイエンドマーケット

(1) 滞在コンテンツ造成事業

【実施計画概要】

都市型観光地の小樽に長期滞在して、各スキーリゾートを日帰りで楽しめるスキーバスツアー4商品(リフト券付き)を企画、造成し販売する。

- ツアーコースの種類(小樽発着およびキロロ、ニセコ発着)

- ①小樽発着・キロロリゾート一日帰りスキーバスツアー
- ②小樽発着・ニセコ日帰りスキーバスツアー
- ③キロロ発着・ニセコ日帰りスキーバスツアー
- ④ニセコ発着・キロロリゾート日帰りスキーバスツアー

※運行期間は上記①はスキーシーズン開始～令和8年2月23日まで

②③④は赤川国際リゾート推進協議会が実施するニセコ・キロロ間のスキーバス運行期間（令和7年12月中旬～令和8年2月23日）の46日間とする

#### 【地域ならではのポイント（付加価値）】

北海道の上質な雪を求めて来日するインバンドスキー客はポストコロナ以降成長を続けている。今回の周遊旅行の対象となる後志地域には、スキーリゾートとして世界的に認知度が高いニセコをはじめルスツリゾート、キロロリゾートという大型スキーリゾート地を有している。本事業では、後志地域の観光拠点の一つである小樽に宿泊滞在してこの地域のスキーリゾートを梯子して楽しむ周遊旅行を造成することを目的として3つのスキーリゾートを楽しむスキーリフト券付きバスツアーを造成、販売する。

#### (2) 旅行商品流通環境整備事業

##### 【実施計画概要】

本事業でターゲットとするマーケットに対し、後志地域の3大スキーリゾート（キロロ、ニセコ、ルスツ）の存在を高めるとともに、上記滞在コンテンツ造成事業で商品化される、スキーリフト券付きバスツアーの販売促進活動を実施する。

- ① OTA(AGODA, じゃらん等) の英語版環境にコンテンツ商品掲載 令和7年10月運用開始
- ② 3大コンテンツ提供者（キロロ、ニセコ、ルスツ各スキー場）と小樽、赤井川村、倶知安・ニセコ、留寿都の観光協会、DMO等との商談会開催（令和7年10月以降、スキーシーズン開始前の時期にオンライン開催を想定）
- ③ 商談用セールスツール（Eパンフレット）の作成  
商談等の際に活用できるセールスツール（Eパンフレット）を制作する。  
本事業で造成するコンテンツやツアーの具体的な内容や金額、キャンセルポリシーなどを掲載。  
パンフレットの形態 デジタル、言語・英語、活用方法 コンテンツ提供者、観光行政機関等との商談会。また、訪日スキーツアーを取り扱いする各国の旅行会社もしくは関係会社、機関等30社に配布予定。
- ④ 令和7年10月、11月にUSAシアトル（Oct 17-19）とポートランド（Oct 24-26）の2か所で開催される予定のスキーエキジビジョン「Snowvana 2025」出展し、後志地区のスキーリゾートのブランドの訴求および本事業で造成するスキーバスツアーの販売促進を実施する。また3大スキー場周遊ツアーを出展ブースにおいて販売促進活動とバイヤーとの個別商談会を実施する。

※出展ブースの仕用について

- ・ブース数 1～2ブース
- ・各スキーリゾートキラーイメージを使用し、北海道・後志地域のスキーリゾートの魅力を訴求する装飾とする。
- ・各スキーリゾートおよび小樽など後志地区の町、村の魅力を訴求できる配布物、展示物を設置する。
- ・ブースへの一般およびバイヤーなどの来場者に対応するスタッフは、後志地区の各スキーリゾートの広い知見があり英語対応できる者を1名以上配置し運営することとする。

### (3) 目標と成果指標

#### 【アウトプット】

- ① 小樽もしくは、キロロ、もしくはニセコ発着バスツアー商品造成数：4商品
  - ② OTA (AGODA・じゃらん)にコンテンツ商品掲載 2社/2本 令和7年10月運用開始
  - ③ オンライン商談会：海外の旅行会社数30社 令和7年10月に開催
  - ④ Snowvana 商談件数30件 (令和7年10月、11月)
- ※いずれも令和8年2月末事業実施報告書による

#### 【アウトカム】

小樽発着 キロロもしくはニセコ日帰りバスツアー販売 1500名

(平均単価 7,000円 x 1500名 = 10,500,000円)

送客数合計 延べ1,500名

目標とする売上合計 10,500,000円

想定される延べ宿泊数 3,000泊 ※総客数に平均2泊と仮定して2を乗算。

(北海道観光統計令和5年インバウンド小樽1～2月平均滞在日数2.1)

※令和8年2月末事業報告書による

### (4) 事業実施報告書の提出

本事業で造成するバスツアーの最終運行日を令和8年2月23日(予定)とし、事業終了、令和8年2月27日までに上記活動の結果、及び得られた成果等に関する報告書(写真や個人情報を含む全体報告書及び個人情報を除いた公開用報告書の2種類)を作成し、印刷物は全体報告書3部と公開用報告書1部及び各電子データ(USBメモリ・CD-R等に格納の上)を提出のこと。

## 7 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有

する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

### (1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

### (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

### (3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

※令和7年4月1日より北海道観光機構は、「北海道赤レンガ未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎(以下、「赤レンガ庁舎」という)の運営・管理業務を受託したことから、当該事業においては、赤レンガ庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないので、提案に含めないよう留意すること。

**【例】各種研修において、赤れんが庁舎の利用等**

## 9. 事業者決定までのスケジュール（青文字は注意事項、公示の時は削除する事）

令和7年7月30日（水）公示

令和7年8月6日（水）17時 参加表明 締切

令和7年8月21日（木）17時 企画提案書 提出期限

令和7年8月下旬 企画提案の審査（審査会）

令和7年9月上旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和8年2月27日（金）全事業終了、事業実施報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

## 10 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和7年8月6日（水）17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail s\_nakata@vis1thkd.or.jp）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和7年8月21日（木）17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光機構

事業企画本部観光戦略部（担当 中田）

(4) 提出部数 4部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの3部）

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

## 11 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4縦判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等は符号（ア・イ・ウ、①②③）にて記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること（後日符号を指示）。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

#### ④ 見積書

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

#### ⑤ コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

### 1 2. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（電話又はメールを実施する。
- (2) 日時及び場所については、別途通知する。
- (3) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (4) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (5) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする場合がある。
- (6) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において、選定する。

### 1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 本事業は観光庁が令和7年度に実施する「令和7年度 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、北海道観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続について

は変更・中止する場合があります。

#### 1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光機構

事業企画本部観光戦略部

担当 中田

電話 070-8914-5463 代表電話 . 011-231-0941 FAX 011-232-5064

E-mail s\_nakata@visithkd or jp

別紙

### 委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

#### 契約全般について

##### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

##### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

##### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

##### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

##### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなる場合があります。また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

##### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

#### 再委託について

再委託は禁止です。  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

##### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

##### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和○年度 ○○○○事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和○年度 ○○○○事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は \_\_\_\_\_ とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき契約内容に適合しなかった時は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者) ⑩

